

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年7月4日
【会社名】	ユニコムグループホールディングス株式会社
【英訳名】	UNICOM GROUP HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 二家 英彰
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
【電話番号】	03(5623)8744(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 西山 義信
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
【電話番号】	03(5623)8744(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 西山 義信
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 650,137,500円

(注) 1. 本募集は、平成19年6月28日開催の当社第50期定株主総会決議及び平成19年7月4日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの目的で新株予約権を発行するためのものであります。

2. 本新株予約権は、ストックオプションの目的で発行することから、無償で発行します。また、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額です。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	5,779個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成19年7月25日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	ユニコムグループホールディングス株式会社 本社
払込期日	無償にて発行するため該当事項はありません。
割当日	平成19年7月25日
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、平成19年6月28日開催の当社第50期定時株主総会決議及び平成19年7月4日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。

2. 申込の方法

本新株予約権の割当を受ける者は、当社との間で「新株予約権割当契約」を締結するものとします。

3. 本新株予約権の募集はストックオプションの目的をもって行うものであり、当社取締役及び従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員に対して行うものであります。

4. 本募集の対象となる者の概要は次のとおりであります。

割当対象者の区分	人数	割当数
当社取締役	10名	930個
当社従業員	51名	220個
当社関係会社取締役	13名	375個
当社関係会社従業員	305名	4,254個
合計	379名	5,779個

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	577,900株（新株予約権1個につき普通株式100株。ただし、（注）1. に定める株式の数の調整を行った場合は、（注）1. と同様の調整を行います。）
新株予約権の行使時の払込金額	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に前記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とします。行使価額は以下のとおりとします。</p> <p>新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）におけるジャスダック証券取引所の公表する当社普通株式の普通取引の最終価格の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とします。ただし、当該金額が新株予約権発行日の最終価格を下回る場合には、当該最終価格とします。（注）2.</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	650,137,500円 発行価額の総額は本届出書提出日現在の見込額です。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格： 1株当たりの発行価格は行使価額と同額とします。</p> <p>2. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項： (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。 (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、(1)記載の資本金等増加限度額から(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。</p>
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日から平成24年7月31日まで。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>行使請求受付場所：ユニコムグループホールディングス株式会社 本社 行使請求払込取扱場所：みずほ信託銀行株式会社 本店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権を付与された者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な事由のあるものとして取締役会が認める場合には、取締役会が定める期間に限り、新株予約権を行使することができます。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本件新株予約権の相続は認めないものとします。</p> <p>3. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによります。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたとき、当社は新株予約権を無償で取得することができます。</p> <p>2. 新株予約権が前記「新株予約権の行使の条件」欄に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができます。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

<p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。 2. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とします。 3. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に準じて決定します。 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」欄で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記3.に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とします。 5. 新株予約権の権利行使期間 前記「新株予約権の行使期間」欄に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」欄に定める権利行使期間の末日までとします。 6. 新株予約権の譲渡制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。 7. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄に準じて決定します。 8. 新株予約権の取得事由 前記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定します。
--------------------------------	--

(注) 1. 株式数の調整

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、株式交換、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

2. 行使価額の調整

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）するときは、次の算式により行使価額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が合併、株式交換、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端株の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
650,137,500	3,000,000	647,137,500

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。ただし、上記金額は本届出書提出日現在の見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当対象者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

(2)【手取金の使途】

今回の募集は、当社の取締役及び従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員に新株予約権を付与することで、業績に対する意欲や士気を高め、当社企業価値の継続的な向上を図るためであります。

また、新株予約権の行使による資金の払い込みは、新株予約権者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。

従いまして、手取金は設備資金あるいは運転資金に充当する予定であります。具体的な金額及び使途については、行使による払い込みのなされた時点で状況に応じて決定いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【追完情報】

事業等のリスクについて

後記「第三部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第50期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成19年7月4日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書（第50期事業年度）に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成19年7月4日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第三部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 自 平成18年4月1日 (第50期) 至 平成19年3月31日
---------	---

なお、上記書類は、証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月30日

日本ユニコム株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 井上 寅喜 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ユニコム株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ユニコム株式会社及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
追記情報

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(5)に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より改正後の商品先物取引業統一経理基準を適用し、商品先物取引及び通貨証拠金取引に係る受取手数料の計上基準を変更した。
2. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により連結財務諸表を作成している。
3. 重要な後発事象(1)に記載されているとおり、会社は、平成18年5月18日開催の取締役会において会社の事業部門及びこれらに附帯する業務を吸収分割により日本ユニコム分割準備株式会社に承継させることを決議した。
4. 重要な後発事象(2)に記載されているとおり、会社は平成18年3月20日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得を終了した。
5. 重要な後発事象(3)に記載されているとおり、会社の連結子会社である日産証券株式会社は、平成18年6月5日付で同じく連結子会社であるセンチュリー証券株式会社の個人及び法人営業業務等を吸収分割により承継した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社(有価証券報告書提出会社)が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

ユニコムグループホールディングス株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 井上 寅喜 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユニコムグループホールディングス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニコムグループホールディングス株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準、企業結合に係る会計基準、事業分離等に関する会計基準及び役員賞与に関する会計基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により連結財務諸表を作成している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年6月28日開催の株主総会において新株予約権の発行を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月30日

日本ユニコム株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 井上 寅喜 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ユニコム株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ユニコム株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度より改正後の商品先物取引業統一経理基準を適用し、商品先物取引及び通貨証拠金取引に係る受取手数料の計上基準を変更した。
2. 会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により財務諸表を作成している。
3. 重要な後発事象（1）に記載されているとおり、会社は、平成18年5月18日開催の取締役会において会社の事業部門及びこれらに附帯する業務を吸収分割により日本ユニコム分割準備株式会社に承継させることを決議した。
4. 重要な後発事象（2）に記載されているとおり、会社は平成18年3月20日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得を終了した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

ユニコムグループホールディングス株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 井上 寅喜 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユニコムグループホールディングス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニコムグループホールディングス株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より、貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準、企業結合に係る会計基準、事業分離等に関する会計基準及び役員賞与に関する会計基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により財務諸表を作成している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年6月28日開催の株主総会において新株予約権の発行を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。